

秋田県生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項を定める条例案について

県民生活課

1 制定理由

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）による消費者安全法（平成21年法律第50号）の一部改正により、秋田県生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定める必要がある。

2 制定内容

- (1) 知事又は生活センターの長が、同センターの名称及び位置又は使用時間及び休業日を変更したときは、知事がこれを公示することとする。（第2条関係）
- (2) 知事は、消費者安全法第8条第1項各号に掲げる事務（相談業務等）に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保することとする。（第3条関係）
- (3) 知事は、(2)の事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることとする。（第4条関係）

3 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとする。